

川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年2月27日

川崎市人事委員会

委員長 加藤 浩輝

川崎市人事委員会規則第4号

川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則の一部を改正する
規則

川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則（令和元年川崎市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「2,500円」を「6,818円」に改め、同項第2号中「会計年度任用職員の」を「自動車等の使用距離の」に改め、同号ア中「自動車の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である会計年度任用職員」を「片道5キロメートル未満」に改め、同号イからシまでの規定中「使用距離が」及び「である会計年度任用職員」を削り、同号ス中「使用距離が片道60キロメートル以上である会計年度任用職員」を「片道60キロメートル以上65キロメートル未満」に改め、同号に次のように加える。

セ	片道65キロメートル以上70キロメートル未満	1,918円
ソ	片道70キロメートル以上75キロメートル未満	2,077円
タ	片道75キロメートル以上80キロメートル未満	2,236円
チ	片道80キロメートル以上85キロメートル未満	2,395円
ツ	片道85キロメートル以上90キロメートル未満	2,554円
テ	片道90キロメートル以上95キロメートル未満	2,709円
ト	片道95キロメートル以上100キロメートル未満	2,863円
ナ	片道100キロメートル以上	3,018円

第4条第2項第3号ア中「2,500円」を「6,818円」に改める。

第5条第3項中「、9、14及び16」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。